

月刊

発行日

2013年8月15日 第332号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072 (844) 2433

京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分

＜相談受付＞ ☎ 072 (844) 2431

月曜日～金曜日 9:30～16:30

(土・日・祝日・年末年始休み)

くらしの赤信号

裁判所からってホント？

携帯電話へ「民事裁判告知」という

メールが送られてきた！

突然、携帯電話に

「民事裁判告知」という

メールが届いた。

「『民事裁判』の訴状を管

轄裁判所が受理した事を

ご報告します」、「訴訟の

取下げ期日までに連絡し

ない場合は出廷命令が届き

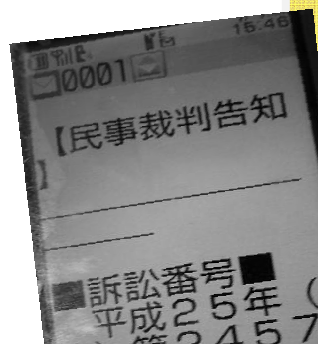
ます」と書いてあって、おまけに「訴

訟番号」まで記載がある。

「コンテンツ利用料の債務不履行のた

め」とあるが、身に覚えが無い。家族

からは無視するよう言われたが不安。



アドバイス

- ▶使った覚えのない有料サイトの利用料などを請求してくる「架空請求（かくうせいきゅう）」、その手口が悪質巧妙化しています。
- ▶最近では裁判所からの通知をよそおい、消費者を不安にさせる手口が増えています。
- ▶このメールは無差別・不特定多数に送付しているものと思われます。『訴訟の取下げ期日までに連絡しない場合は出廷命令が届きます』と書かれていても、絶対に連絡してはいけません。業者に電話番号、氏名などの個人情報を教えることになる可能性があります。また、連絡した事でより執拗に請求されることも予想されます。
- ▶裁判所からの通知がメールで来る事はありません。
- ▶ハガキや封書で裁判所からの通知が来ても、本物かどうか分からないときは絶対に、通知に書かれた連絡先には連絡しないでください。電話帳などで消費生活センターや裁判所の正しい連絡先を確認し、そこへ相談してください。
- ▶不審な郵便が届いた場合は消費生活センターにご相談ください。

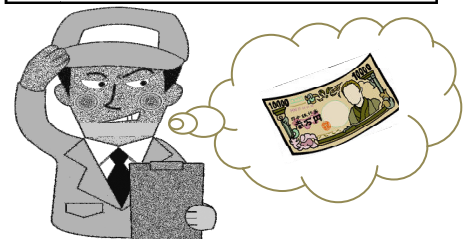
相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

ご注意ください
高齢者宅が狙われています



エアコン点検を装った

窃盗事件が多発！

高齢者宅に上がり込んで現金を盗む手口

【あなたのまわりでこんな事

ありませんか？】

「クーラーを無料で点検する」と作業服姿の男が訪問、そのまま家に上がり込んで来た。男にフィルターをはずして洗うように言われたので、部屋を離れ洗に行った。その隙に男は室内を物色し、現金を盗んでいった。

大阪府内でエアコン点検と偽った業者に現金を盗まれてしまったという被害が発生しています。夏場はクーラーの点検と聞くと安心してしまふ心理を利用し、高齢者宅を狙っていますのでご注意ください（詳しくはアドバイスをご覧ください）。

アドバイス

◎年々一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。天井に近い位置に設置されたエアコンの掃除などは、年齢的にも体力的にも無理があります。この事例はそこを利用し「無料で掃除・点検する」と称して訪問し、家に入り窃盗を働く悪質な手口です。

◎安易に知らない人を家に上げないことです。不審に感じたら最寄りの警察署に通報してください。（大阪府警が注意喚起しています。）

◎訪問者の身分を確認する対策としては、ドアを開けずインターホン越しで対応し、業者名と用件を聞き、必要なければはっきり断りましょう。相手の話を聞く必要はありません。こちらは関心がないと思わせることが肝心です。

◎悪質業者は、見守り体制ができていような地域を狙いません。お互いに地域住民のみなさんで日ごろから気を配り合ひましょう。

困った時はご相談を！ 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話

（枚方在住・在職・在学）

072-844-2431

祝日除く平日

朝9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらワン」

© 枚方文化観光協会

消費生活セミナー 予告

人はなぜ騙されるのか！

～ だまし博士のだまされない知恵 ～

講師：安齋育郎さん（安齋科学・平和事務所 所長）

霊感商法がはびこる心理的、社会的な要因は何なのか・・・

被害に遭う人、遭わない人の違いはどこにあるのか・・・

被害に遭わないための予防策は・・・など 手品を使ってのお話があります！

10月 5日（土） 14:30～16:30

会場 メセナひらかた会館 6階 大会議室

定員 先着150名

受付 9月2日から 電話・ファクス（844-2433）

申込 枚方市立消費生活センター 保育・手話 9月20日までに要予約。

※詳細は広報ひらかた9月号もしくはポスター・チラシでご確認ください。



国民生活センターからの注意予報

パソコンの遠隔操作による
プロバイダ契約には注意！

◇「遠隔操作」を依頼したところ、承諾していない契約内容になっていた。」などのトラブルが急増しています。

◆パソコンの遠隔操作は便利ですが、リスクもあります。

◆契約の内容を十分理解して契約すること！

◆トラブルになった場合は消費生活センターに相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。